

令和6年度 第2回

古河市地域公共交通活性化協議会資料



令和 6年 8月 1日

古河市地域公共交通活性化協議会

[目 次]

	件 名	ページ
議案第1号	古河市循環バス「ぐるりん号」新停留所の運行計画について	P1
議案第2号	古河市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について	P2
議案第3号	古河市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程の一部改正について	P3

議案第1号

古河市循環バス「ぐるりん号」新停留所の運行計画について（案）

【これまでの経緯】

令和5年9月22日に開催した、第2回古河市公共交通活性化会議において、当該停留所の新設について「(仮)ヨークベニマル前」とする承認を得た。その後、工事等の進捗により、改めて以下の事項のとおりとする。

1 設置停留所名

「カインズ・ヨークベニマル前」

※ただし、古河警察署が移転（令和9年度予定）した際は、停留所名を『警察署前』に変更するか再度協議する予定。

2 適用開始日：令和6年10月19日予定

3 運行計画

別紙1参照

4 停留所設置箇所

古河市旭町二丁目1362番地、1458番地予定

《参考》

対象コース

(1) 北コース

(2) 通勤通学コース

(3) 総和庁舎・病院コース

議案第2号

古河市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

【改正の背景】

従来、一般乗合旅客自動車運送事業者が運賃・料金を設定する場合、地域公共交通会議で協議されていたが、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、別の協議会（運賃協議会）を設置し、運賃を定めようとする事業者のみが協議に参加することとなった。（道路運送法第9条第4項）

また、協議会（運賃協議会）の開催に当たっては、事前に公聴会の開催など住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

したがって、以下の2点について、古河市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正するものである。

【改正点】

- 1 当該規約第3条第4号の規定に、「(運賃・料金に関しては別に定める分科会で協議を行う)」を加筆する。
- 2 同規約第10条第1項の規定に、「検討及び第3条第4号のうち、運賃・料金に関する協議を行うため、必要に応じて分科会等を置く」を加筆する。

以上、別紙2参照

古河市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程の一部改正について

【改正の背景】

令和5年10月1日以降、運賃・料金の協議を行う際は、あらかじめ公聴会等により、住民等の意見を聞くとともに、古河市地域公共交通活性化協議会とは別に、道路運送法第9条第4項で規定する以下の者を構成員とする協議組織（運賃協議会）において協議を行うこととなった。

<運送法第9条第4項>

■構成員

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

←したがって、以下の点について、古河市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程の一部を改正するものである。

【改正点】

- 1 当該規程第3条第3項に以下の条項を加筆する。
 - (1) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (2) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
 - (3) 関係住民の意見を代表する者

以上、別紙3参照